

十九 租税公課

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税及び地方法人特別税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9 - 5 - 2 当該事業年度の直前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下9 5 2において「直前年度」という。)分の事業税及び地方法人特別税の額(9 5 1により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。以下9 5 2において同じ。)については、9 5 1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定(以下9 5 2において「申告等」という。)がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、直前年度の所得(直前年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の個別所得金額。以下9 5 2において同じ。)又は収入金額に標準税率を乗じて計算し、<u>地方法人特別税の額は、当該事業税の額(地方税法第72条の2第1項第1号イ(事業税の納税義務者等))に掲げる法人(以下9 5 2において「外形標準課税法人」という。)にあっては、直前年度の所得に地方法人特別税等に関する暫定措置法(以下9 5 2において「暫定措置法」という。)第2条(法人の事業税の税率の特例)の規定により読み替えて適用される地方税法第72条の24の7第1項第1号ハ(事業税の標準税率等)に係る率を乗じて計算した額)</u>に暫定措置法第9条(税額の計算)に規定する税率を乗じて計算するものとし、<u>その後当該事業税及び地方法人特別税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税及び地方法人特別税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p>	<p>(事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9 - 5 - 2 当該事業年度の直前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下9 5 2において「直前年度」という。)分の事業税の額(9 5 1により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。以下9 5 2において同じ。)については、9 5 1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定(以下9 5 2において「申告等」という。)がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、直前年度の所得(直前年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の個別所得金額)又は収入金額に標準税率を乗じて計算するものとし、<u>その後当該事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p>

(注) 1 個別所得金額とは、法第 81 条の 18 第 1 項(連結法人税の個別帰属額の計算)に規定する個別所得金額をいう。

2 標準税率は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次による。

外形標準課税法人 暫定措置法第 2 条の規定により読み替えて適用される地方税法第 72 条の 24 の 7 第 1 項第 1 号イの標準税率に同号八に係る標準税率を加算して得た税率又は同条第 3 項第 1 号イの標準税率に同号八に係る標準税率を加算して得た税率による。

に掲げる法人以外の法人 暫定措置法第 2 条の規定により読み替えて適用される地方税法第 72 条の 24 の 7 に係る標準税率(同条第 1 項第 1 号又は第 3 項第 1 号に係る標準税率を除く。)による。

3 直前年度分の事業税及び地方法人特別税の額の損金算入だけを内容とする更正は、原則としてこれを行わないものとする。

(適格合併の場合の被合併法人の最後事業年度分の事業税及び地方法人特別税の損金算入)

9 - 5 - 2 の 2 .....  
 .....事業税及び地方法人特別税.....

(注) 1 個別所得金額とは、法第 81 条の 18 第 1 項(連結法人税の個別帰属額の計算)に規定する個別所得金額をいう。

2 標準税率は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次による。

地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イ(事業税の納税義務者等)に掲げる法人 同法第 72 条の 24 の 7 第 1 項第 1 号イ(事業税の標準税率等)の標準税率に同号八に係る標準税率を加算して得た税率又は同条第 4 項第 1 号イの標準税率に同号八に係る標準税率を加算して得た税率による。

に掲げる法人以外の法人 地方税法第 72 条の 24 の 7 に係る標準税率(同条第 1 項第 1 号又は第 4 項第 1 号に係る標準税率を除く。)による。

3 直前年度分の事業税の額の損金算入だけを内容とする更正は、原則としてこれを行わないものとする。

(適格合併の場合の被合併法人の最後事業年度分の事業税の損金算入)

9 - 5 - 2 の 2 .....  
 .....事業税.....

二十 負担金

改 正 後	改 正 前
<p>(負担金の使用期間)</p> <p>9 - 6 の 2 - 1 .....                      .....「公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもの」とは、当該公益法人等又は一般</p>	<p>(負担金の使用期間)</p> <p>9 - 6 の 2 - 1 .....                      .....「公益法人等の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもの」とは、当該公益法人等の定款、.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>社団法人若しくは一般財団法人の定款</u>、……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>( 特定の損失又は費用を補てんするための業務の範囲 )</p> <p>9 - 6 の 2 - 2 ……………</p> <p>……………</p> <p>行政指導等に基づき公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人が行う構造改善事業</p> <p>……………</p>	<p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>( 特定の損失又は費用を補てんするための業務の範囲 )</p> <p>9 - 6 の 2 - 2 ……………</p> <p>……………</p> <p>行政指導等に基づき公益法人等が行う構造改善事業</p> <p>……………</p>

二十一 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>( 同一種類かどうかの判定 )</p> <p>10 - 5 - 3 法第 47 条第 1 項又は第 5 項(「保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」)の規定の適用上、法人が取得等をした固定資産がその滅失等をした所有固定資産と同一種類の固定資産であるかどうかは、耐用年数省令別表第一に掲げる減価償却資産にあっては同表に掲げる種類の区分が同じであるかどうかにより、<u>機械及び装置にあっては減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成 20 年財務省令第 32 号)による改正前の耐用年数省令(以下 10 - 6 - 7 において「旧耐用年数省令」という。)</u>別表第二に掲げる設備の種類区分が同じであるか又は類似するものであるかどうかによる。</p>	<p>( 同一種類かどうかの判定 )</p> <p>10 - 5 - 3 法第 47 条第 1 項又は第 5 項(「保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」)の規定の適用上、法人が取得等をした固定資産がその滅失等をした所有固定資産と同一種類の固定資産であるかどうかは、耐用年数省令別表第一に掲げる減価償却資産にあっては同表に掲げる種類の区分が同じであるかどうかにより、<u>同別表第二に掲げる減価償却資産にあっては同表に掲げる設備の種類区分が同じであるか又は類似するものであるかどうかによる。</u></p>

二十二 交換により取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>(取得資産を譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかの判定)</p> <p>10 - 6 - 7 .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....旧耐用年数省令別表第二.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(取得資産を譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかの判定)</p> <p>10 - 6 - 7 .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....その機械及び装置の属する耐用年数省令別表第二.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>

二十三 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(リース取引に係る売掛債権等)</p> <p><u>11 - 2 - 20</u> .....</p> <p style="text-align: right;">( 廃 止 )</p>	<p>(リース取引に係る売掛債権等)</p> <p><u>11 - 2 - 19 の 2</u> .....</p> <p>(工事進行基準を適用した場合の未収金)</p> <p><u>11 - 2 - 20 法人が工事(製造を含む。以下 11 - 2 - 20 において同じ。)の収益</u>  <u>について法第 64 条第 1 項又は第 2 項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事</u>  <u>業年度)に規定する工事進行基準を適用している場合には、たとえ当該収益に</u>  <u>対応する工事収入金を未収金として計上しているときであっても、当該工事の</u>  <u>目的物の引渡しがあるまでは当該未収金は売掛債権等に該当しないことに留意</u>  <u>する。</u></p>

二十四 返品調整引当金

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	
	( 低価法を採用している場合の売上原価の計算 )
	<u>11 - 3 - 6 棚卸資産の評価額の計算について低価法を採用している法人が当該棚卸資産の時価が原価法による原価より低い場合時価を評価額としている場合において、当該原価と時価との差額を営業外費用として経理しているときは、その差額は、令第 101 条第 3 項( 売買利益率 ) の売上原価に含めるものとする。</u>
( 売買利益率の計算における広告料収入 )	( 売買利益率の計算における広告料収入 )
<u>11 - 3 - 6</u> .....	<u>11 - 3 - 7</u> .....
( 売買利益率の計算の基礎となる販売手数料の範囲 )	( 売買利益率の計算の基礎となる販売手数料の範囲 )
<u>11 - 3 - 7</u> .....	<u>11 - 3 - 8</u> .....
( 返品債権特別勘定を設けている場合の期末売掛金等 )	( 返品債権特別勘定を設けている場合の期末売掛金等 )
<u>11 - 3 - 8</u> .....	<u>11 - 3 - 9</u> .....

二十五 組織再編成に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
( 資産等の引継ぎに関する書類の提出 )	( 資産等の引継ぎに関する書類の提出 )
12 の 2 - 1 - 2 .....	12 の 2 - 1 - 2 .....
.....	.....
.....	.....
.....	.....

令第133条の2第8項.....  
 令第139条の4第13項.....

令第133条の2第7項.....  
 令第139条の4第12項.....

二十六 金銭の貸借とされるリース取引

改 正 後	改 正 前
<p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p> <p>12の5-2-2 .....            .....<u>12の5-2-2</u>.....</p>	<p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p> <p>12の5-2-2 .....            .....<u>12の5-2-3</u>まで.....</p>
(廃止)	<p><u>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)</u></p> <p><u>12の5-2-3 法第64条の2第2項(金銭の貸借とされるリース取引)の規定の適用がある場合において、譲渡人が、支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する事業年度において賃借料等として損金経理をしているときには、当該リース料の額のうち元本返済額に相当する部分の金額については、法第31条第1項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとする。</u></p>
<p>(貸付金として取り扱う売買代金の額)</p> <p><u>12の5-2-3</u> .....</p>	<p>(貸付金として取り扱う売買代金の額)</p> <p><u>12の5-2-4</u> .....</p>